

証券コード 4107
2018年3月8日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目3番1号

伊勢化学工業株式会社

代表取締役 藤野 隆
社長執行役員

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年3月27日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年3月28日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオート 銀座東武ホテル 2階「芙蓉」の間
 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第97期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類には、当該「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」の記載事項も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

≪当社ウェブサイト≫

<http://www.isechem.co.jp/>

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何とぞご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

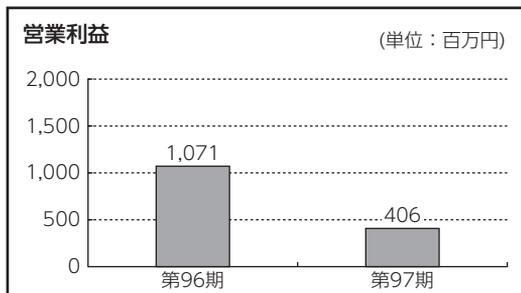
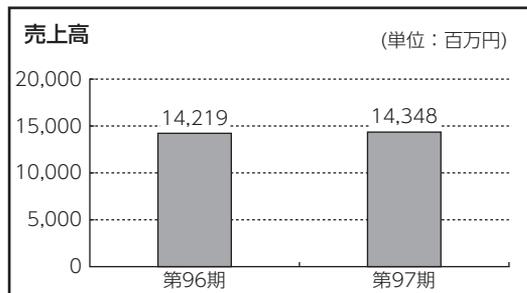
(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社グループをとり巻く環境は、国内では緩やかな景気回復基調が続いており、世界経済も全般的に回復基調を維持しておりますが、一部地域での地政学リスクの高まりなどもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況におきまして、当社グループは、積極的な国内外の販売活動を実施し、生産性の向上に努めましたが、業績につきましては、ヨウ素の国際市況の下落による影響を大きく受けました。

この結果、売上高は前期比1億2千9百万円(0.9%)増の143億4千8百万円、損益面では、営業利益は前期比6億6千4百万円(62.0%)減の4億6百万円となりました。また、経常利益は前期比6億5千1百万円(61.0%)減の4億1千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比5億9千5百万円(84.4%)減の1億9百万円となりました。

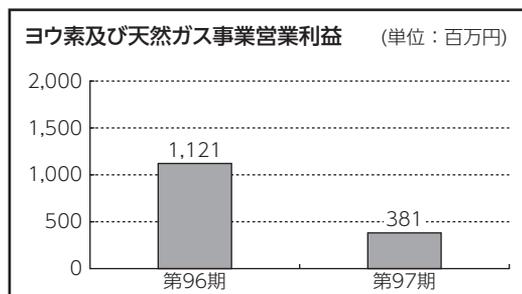
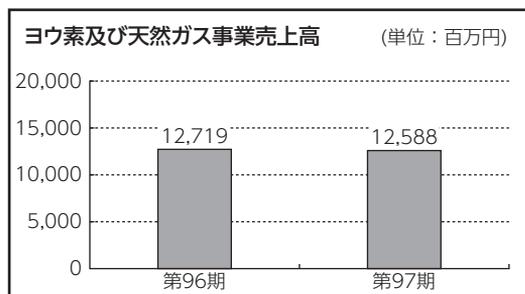


② 事業別の事業の経過及びその成果

【ヨウ素及び天然ガス事業】

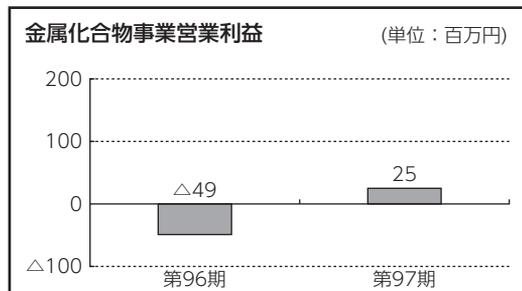
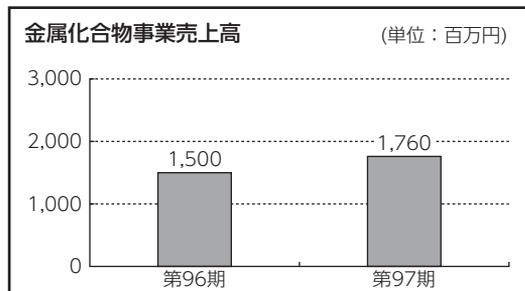
ヨウ素及び天然ガス事業では、ヨウ素の国際市況の下落の影響を大きく受け、売上高は前期比1億3千1百万円(1.0%)減の125億8千8百万円となりました。損益面では、引き続き生産性の向上に努めましたが、ヨウ素の国際市況の下落の影響を大きく受けたことに加え、当社の米国子会社で荒天の影響等により操業度が低下したこともあり、営業利益は前期比7億3千9百万円(66.0%)減の3億8千1百万円となりました。

なお、ヨウ素の国際市況につきましては、前期は年間を通して下落基調で推移しましたが、当期中は、大きな変動なく推移し、足許では一部に回復の動きが出てきております。



【金属化合物事業】

金属化合物事業では、販売数量が堅調に推移し、金属相場も前期を上回ったことから売上高は前期比2億6千万円(17.4%)増の17億6千万円となりました。損益面では、上記に加え品種構成の影響及び各種改善効果により、営業利益は2千5百万円(前期は営業損失4千9百万円)となりました。



③ 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は10億2千8百万円であり、主なものは、ヨウ素及び天然ガス事業の製造プロセスの合理化及び更新等のための設備投資であります。

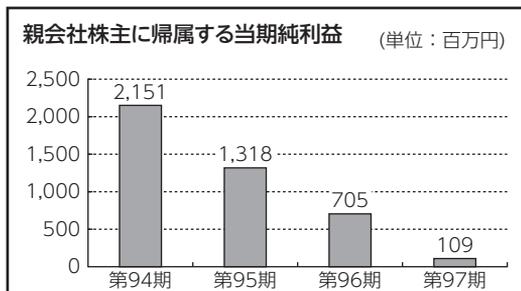
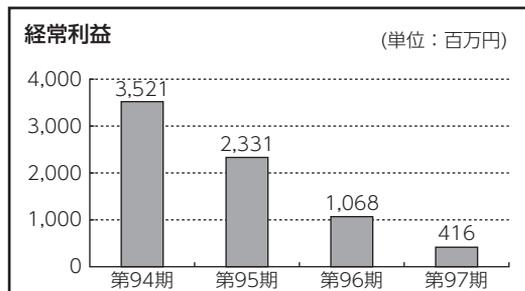
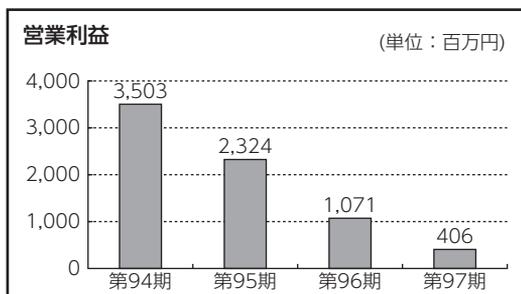
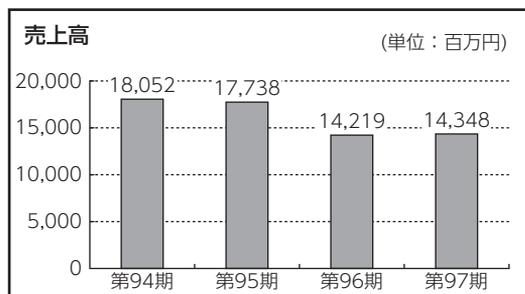
④ 資金調達の状況

所要資金の調達は、自己資金のほか金融機関からの借入れによっております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 94 期 2014年1月1日から 2014年12月31日まで	第 95 期 2015年1月1日から 2015年12月31日まで	第 96 期 2016年1月1日から 2016年12月31日まで	第 97 期 2017年1月1日から 2017年12月31日まで
売 上 高 (百万円)	18,052	17,738	14,219	14,348
営 業 利 益 (百万円)	3,503	2,324	1,071	406
経 常 利 益 (百万円)	3,521	2,331	1,068	416
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,151	1,318	705	109
1株当たり当期純利益	84円28銭	51円66銭	27円65銭	4円31銭
純 資 産 (百万円)	23,095	23,933	24,094	23,726
1株当たり純資産額	904円85銭	937円87銭	944円41銭	930円18銭
総 資 産 (百万円)	28,829	29,054	28,601	27,997

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。
 なお、発行済株式の総数から自己株式総数を控除して算出しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）等を適用し、第96期より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

a. 親会社との関係

当社の親会社は旭硝子株式会社で、同社は当社の株式13,460千株(出資比率52.77%)を所有しております。

当社は旭硝子株式会社に対し、ヨウ素・天然ガスを販売する一方、同社より当社の主要製品であるヨウ素の原料かん水等を仕入れております。

b. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引条件については、取締役会規則、業務決裁基準に従い、一般的な取引条件と同等に決定し、取締役会において、取引内容・条件の確認をしており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名(所在地)	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ウッドワード・アイオダイン・コーポレーション (WOODWARD IODINE CORPORATION) (Woodward, Oklahoma, USA)	2,680万米ドル	100%	ヨウ素、天然ガスの製造販売

(注) 資本金は、資本金及び資本準備金の合計を記載しております。

(4) 対処すべき課題

事業環境は日々変化していきませんが、いかなる状況であろうとも、事業を推進し、且つ発展させることが出来るよう、体制をより盤石なものにすることが求められます。

具体的には、製造プロセス技術の向上、お客様視点の商品の創出、お客様から信頼される安定した供給力の確保、等々が必要です。

製造プロセス技術の向上は、継続的に進めておりますが、これまでの知見を生かしつつ、新たな考え方を加えることで、業績に貢献できるよう努めて参ります。お客様視点の商品の創出も、お客様の思いを感じ取り、創意・工夫に努めることで、これまでとは違った特性や品質を持った商品を創り出して行きます。お客様から信頼される安定した供給力という意味では、必要な設備投資を着実に行うことで、需要に応じて参ります。

ヨウ素及び天然ガス事業においては、効率的な製造プロセスの追求に日々取り組み、新たな成果をあげて行きます。商品の創出についても、外部の力も活用しながら進めていく予定です。安定した供給力という意味では、かん水・ガスの井戸・配管についての投資を計画的に実行して参ります。

金属化合物事業においては、製造設備への投資により、規模を拡大していきます。

ヨウ素及び天然ガス事業も金属化合物事業も成長が見込まれており、我々はしっかりとその伸びをとらえて、発展していこうと思っております。

そうすることで、「技術力・品質においてNo.1」との評価を、確固たるものにする所存です。

(5) **主要な事業内容** (2017年12月31日現在)

- ① 次の各種製品の製造、加工並びに売買
 - a. ヨウ素及びその化合物等
 - b. ニッケル、コバルト等の金属及びこれ等の化合物
- ② 前① a.、① b. に掲げる製品の製造加工に関する設備装置の設計、製作、施工
- ③ 天然ガスの採取及び売買

(6) **主要な事業所** (2017年12月31日現在)

① 当社の事業所	所	在	地
本社	東京都中央区		
一宮工場	千葉県長生郡一宮町		
白里工場	千葉県大網白里市		
白子工場	千葉県長生郡白子町		
宮崎工場	宮崎県宮崎市		
千葉工場	千葉県市原市		
研究所	千葉県長生郡白子町		
② 子会社の事業所	所	在	地
ウッドワード・アイオダイン・コーポレーション (WOODWARD IODINE CORPORATION)	Woodward, Oklahoma, USA		

(7) **使用人の状況** (2017年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
301名	1名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
274名	2名増	38.8歳	15.0年

(注) 使用人数は就業人員であります。

(8) **主要な借入先** (2017年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	300百万円
株式会社みずほ銀行	240百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	60百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2017年12月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 25,675,675株 |
| ③ 株主数 | 3,071名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
旭 硝 子 株 式 会 社	13,460	52.77
三 菱 商 事 株 式 会 社	2,888	11.32
株 式 会 社 萬 富	707	2.77
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	335	1.31
服 部 圭 司	312	1.22
株 式 会 社 合 同 資 源	200	0.78
瀬 川 祥 子	142	0.56
内 出 豊	120	0.47
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	108	0.42
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	107	0.42

- (注) 1. 上記のほか、当社が保有する自己株式が168,549株あります。
2. 持株比率は自己株式168,549株を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況 (2017年12月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	藤 野 隆	社長執行役員
取 締 役	小 林 正 昭	常務執行役員 管理本部長兼管理本部経理部長
取 締 役	佐 々 木 保	常務執行役員 技術本部長
取 締 役	高 山 孝 司	執行役員 営業本部長兼営業本部ヨウ素・ガス営業部長 兼営業本部金属営業部長
取 締 役	宮 崎 淳	旭硝子株式会社 経営企画部戦略企画室シニアマネージャー
取 締 役	岸 本 好 司	三菱商事株式会社 執行役員ライフサイエンス本部長
常 勤 監 査 役	富 松 寛	
監 査 役	春 日 勝 三	税理士
監 査 役	小 山 敦	株式会社萬富 代表取締役
監 査 役	大 竹 たかし	弁護士

- (注) 1. 取締役 岸本好司氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 春日勝三、小山 敦及び大竹たかしの各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 春日勝三氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 大竹たかし氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 監査役 春日勝三、小山 敦及び大竹たかしの各氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く)又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
藤木 洋	2017年3月29日	任期満了	取締役（社外） 三菱商事株式会社 理事機能化学品本部長

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 (うち社外取締役分)		監査役 (うち社外監査役分)		計	
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
7名 (2名)	30百万円 (1百万円)	4名 (3名)	19百万円 (7百万円)	11名 (5名)	49百万円 (9百万円)

- (注) 1. 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
2. 上記支給額には、非業務執行取締役を除く取締役4名に対する当事業年度に係る賞与5百万円が含まれております。
3. 2017年3月29日開催の定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額は、年額96百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）、監査役の報酬限度額は、年額24百万円以内と決議いただいております。
4. 上記支給額に記載するほかに、取締役5名に対し2百万円（うち社外取締役1名0百万円）、監査役4名に対し0百万円（うち社外監査役3名0百万円）を当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として計上しております。
 なお、2017年3月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、上記役員退職慰労引当金繰入額は制度廃止時迄の繰入額であります。
 また、当事業年度に退任した社外取締役1名に対し0百万円の役員退職慰労金を支給しております。
5. 取締役及び監査役の報酬等の額には、上記③に記載した当事業年度中に退任した社外取締役1名の報酬等が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 岸本好司氏は、三菱商事株式会社の執行役員ライフサイエンス本部長を兼務しております。

なお、三菱商事株式会社は、当社の大株主であり当社は同社との間に製品販売及び原料の仕入等の取引関係があります。

- ・監査役 小山 敦氏は、株式会社萬富の代表取締役を兼務しております。
- なお、当社と株式会社萬富の間には特別の利害関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	岸 本 好 司	2017年3月29日に就任後、当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席し、現在までの豊富な経験を生かして、経営の観点から、議案・審議等につき意見を積極的に述べております。
監 査 役	春 日 勝 三	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会11回すべてに出席し、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき必要に応じ、意見を述べております。
監 査 役	小 山 敦	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会11回すべてに出席し、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき必要に応じ、意見を述べております。
監 査 役	大 竹 たかし	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会11回すべてに出席し、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき必要に応じ、意見を述べております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 当事業年度に係る報酬等の額
- | | |
|--------------------------------------|-------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 21百万円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 0百万円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

⑤ 重要な子会社であるウッドワード・アイオダイン・コーポレーションの会計監査人は、Arledge & Associates,P.C.であります。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針の取締役会決議の概要は、次のとおりです。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社は、当社の経営理念・経営基本指針に基づき、当社の取締役及び使用人全てを対象に「行動原則」を制定し、法令や社会規範の遵守など社会的責任の遂行のための指針として「行動基準」を定めている。
 - b. 当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、この「行動基準」に従い、当社における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
 - c. 当社は、当社の「行動基準」遵守のための組織として、「企業倫理委員会」の設置及び「行動基準」遵守上疑義のある行為等に対する通報・相談の手段として「行動原則相談窓口」を設置している。
 - d. 当社の代表取締役兼社長執行役員は、「監査室」を直轄する。「監査室」は、当社の代表取締役兼社長執行役員の指示に基づき、業務執行状況の内部監査を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）その他の重要な情報を、社内規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に保存し、且つ、管理する。
 - b. 当社の重要書類・情報の機密保持については、「情報セキュリティ規程」に基づき、所定の手続に従い実施する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社は、企業価値の向上及び企業活動の持続的発展を阻害するリスク（不確実性）に対処するため、社内規程の充実、諸会議の機動的運営等により当社を取り巻くリスクに対する管理体制を整備する。
 - b. 当社の代表取締役兼社長執行役員が直轄する「監査室」は、当社のリスク管理体制の整備・運用状況につき監査し、当社の代表取締役兼社長執行役員に報告する。
 - c. 当社に重大なリスクが発生した場合には、当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、そのリスク軽減等に取り組むとともに、会社全体として対応を行う。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - b. 当社は、取締役会の監督機能と業務執行機能とを分離し、取締役会の監督機能を充実させるとともに、業務執行機能を強化するために「執行役員制」を導入している。
 - c. 当社の業務の執行・運営に当たっては、当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、社内規程に定められた組織又は手続により必要な決定を行う。当該社内規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合には、随時見直される。
- ⑤ 当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ 当社は、当社の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための施策に加え、当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を整備する。
 - 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社に対し、当該子会社の取締役の職務の執行に係る事項を定期的に報告させる。
 - b. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社の「監査室」は、当社の子会社のリスク管理体制の整備・運用状況につき監査し、当社の代表取締役兼社長執行役員に報告する。
 - 当社の子会社に重大なリスクが発生した場合には、当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、そのリスク軽減等に取り組むとともに、当社の子会社と連携して対応を行う。
 - c. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 当社は、当社の子会社から援助・指導を求められたとき又はその必要性を認めたとときは、当社の代表取締役兼社長執行役員の承認のもと、当社の子会社に対して援助・指導を行う。
 - d. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、各々の職務分掌に従い、当社の子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
 - 当社の「監査室」は、当社及び当社の子会社から成る企業集団における内部監査を実施又は統括し、当社及び当社の子会社から成る企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

- e. その他の当社並びに当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社と当社の親会社及び子会社から成る企業集団に属する会社との取引は、法令・会計原則・社会規範に照らし適正且つ適切に行う。
 - ロ 当社は、当社の親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、事業運営及び取引では自律性を保つことを基本とする。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、必要に応じ、監査役の職務を補助すべき監査役スタッフを置く。
なお、当該スタッフは当社の監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については当社の取締役と監査役とが意見交換を行う。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 当社の監査役は、当社の取締役会等の重要な会議に随時出席するとともに、主要な重要文書を閲覧し、必要に応じて当社の代表取締役兼社長執行役員、業務執行を担当する取締役・執行役員又は使用人にその説明を求める。
 - b. 当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、当社の監査役又は監査役会に対し、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他社内規程に定める事項の報告を行う。
 - c. 当社の監査役は、監査のために必要な範囲内において、当社の子会社の取締役に対して経営の概況を報告するよう求め、必要な場合には調査する。
 - d. 当社の子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役又は監査役会に対し、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他当社の社内規程に定める事項の報告を関連部署を通じて行う。
 - e. 当社は、「行動原則」において、「行動原則」に違反する行為の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない旨とともに、報復行為を禁止する旨を定め、これらを周知徹底している。

- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、当該費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその請求を処理する。
 - b. 当社の代表取締役兼社長執行役員及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、当社の監査役の監査による指摘事項については、速やかに且つ適切な対応を図る。
 - c. 当社は、当社の監査役が、当社及び当社の子会社の監視・監査が実効的且つ適正に行えるよう当社の会計監査人及び「監査室」と緊密な連携等の確な体制を構築する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会は、年間12回開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。

② 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従って監査を実施し、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決算書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査して、取締役の職務執行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為等を監視しております。

③ 使用人の職務執行

- a. 当社の経営理念・経営方針に基づき「行動原則」を制定し、それを使用人人全員に周知した上で、「行動原則」に関する誓約書を提出させております。
- b. 監査室は、年間監査計画に基づいて、内部統制の整備・運用状況の評価を実施するとともに、内部監査を実施することにより、リスク管理体制の確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2017年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,747	流動負債	3,024
現金及び預金	1,966	買掛金	1,173
受取手形及び売掛金	3,913	短期借入金	600
商品及び製品	2,100	リース債務	10
仕掛品	313	未払金	748
原材料及び貯蔵品	951	未払費用	114
短期貸付金	7,352	未払法人税等	83
前払費用	67	賞与引当金	112
繰延税金資産	70	役員賞与引当金	5
その他	13	環境対策引当金	1
貸倒引当金	△2	その他	175
固定資産	11,249	固定負債	1,246
有形固定資産	9,826	リース債務	18
建物及び構築物	3,806	退職給付に係る負債	803
機械装置及び運搬具	3,499	環境対策引当金	210
工具器具備品	209	資産除去債務	195
土地	1,737	その他	18
リース資産	26	負債合計	4,270
建設仮勘定	546	(純資産の部)	
無形固定資産	348	株主資本	23,856
その他	348	資本金	3,599
投資その他の資産	1,074	資本剰余金	3,931
投資有価証券	639	利益剰余金	16,437
長期貸付金	1	自己株式	△112
長期前払費用	72	その他の包括利益累計額	△130
繰延税金資産	262	その他有価証券評価差額金	13
その他	98	為替換算調整勘定	△45
貸倒引当金	△0	退職給付に係る調整累計額	△98
資産合計	27,997	純資産合計	23,726
		負債及び純資産合計	27,997

連結損益計算書

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		14,348
売 上 原 価		12,399
売 上 総 利 益		1,949
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,542
営 業 利 益		406
営 業 外 収 益		15
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	1	
そ の 他	1	
営 業 外 費 用		6
支 払 利 息	1	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	2	
為 替 差 損	2	
経 常 利 益		416
特 別 損 失		137
固 定 資 産 除 却 損	54	
厚生年金基金脱退特別掛金	82	
そ の 他	0	
税金等調整前当期純利益		279
法人税、住民税及び事業税		240
法人税等調整額		△71
当 期 純 利 益		109
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		109

連結株主資本等変動計算書

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高 (2017年1月1日現在)	3,599	3,931	16,684	△109	24,107
(当 期 変 動 額)					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△357	-	△357
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	109	-	109
自己株式の取得	-	-	-	△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△247	△3	△250
当 期 末 残 高 (2017年12月31日現在)	3,599	3,931	16,437	△112	23,856

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高 (2017年1月1日現在)	8	49	△70	△12	24,094
(当 期 変 動 額)					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△357
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	109
自己株式の取得	-	-	-	-	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5	△94	△28	△117	△117
当 期 変 動 額 合 計	5	△94	△28	△117	△368
当 期 末 残 高 (2017年12月31日現在)	13	△45	△98	△130	23,726

貸借対照表

(2017年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,391	流動負債	2,897
現金及び預金	1,263	買掛金	1,114
受取手形	69	短期借入金	600
売掛金	3,551	リース債務	10
商品及び製品	1,755	未払金	680
仕掛品	312	未払費用	114
原材料及び貯蔵品	941	未払法人税等	83
短期貸付金	7,352	賞与引当金	112
前払費用	63	役員賞与引当金	5
繰延税金資産	70	環境対策引当金	1
その他の	13	その他	175
貸倒引当金	△2	固定負債	1,032
固定資産	11,345	リース債務	18
有形固定資産	8,551	退職給付引当金	672
建物	1,481	環境対策引当金	210
構築物	2,286	資産除去債務	112
機械及び装置	2,298	その他	18
車両運搬具	1	負債合計	3,929
工具器具備品	209	(純資産の部)	
土地	1,726	株主資本	22,793
リース資産	26	資本金	3,599
建設仮勘定	519	資本剰余金	3,931
無形固定資産	178	資本準備金	3,931
その他	178	利益剰余金	15,374
投資その他の資産	2,615	利益準備金	382
投資有価証券	56	その他利益剰余金	14,992
関係会社株式	2,123	別途積立金	7,510
長期貸付金	1	繰越利益剰余金	7,482
長期前払費用	72	自己株式	△112
繰延税金資産	262	評価・換算差額等	13
その他	98	その他有価証券評価差額金	13
貸倒引当金	△0	純資産合計	22,807
資産合計	26,736	負債及び純資産合計	26,736

損 益 計 算 書

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		13,283
売 上 原 価		10,960
売 上 総 利 益		2,322
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,439
営 業 利 益		883
営 業 外 収 益		9
受 取 利 息	6	
受 取 配 当 金	1	
そ の 他	1	
営 業 外 費 用		3
支 払 利 息	1	
為 替 差 損	2	
経 常 利 益		888
特 別 損 失		137
固 定 資 産 除 却 損	54	
厚 生 年 金 基 金 脱 退 特 別 掛 金	82	
そ の 他	0	
税 引 前 当 期 純 利 益		751
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		240
法 人 税 等 調 整 額		△8
当 期 純 利 益		519

株主資本等変動計算書

(2017年1月1日から2017年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高 (2017年1月1日現在)	3,599	3,931	3,931	382	7,510	7,320	15,212
(当 期 変 動 額)							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△357	△357
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	519	519
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	162	162
当 期 末 残 高 (2017年12月31日現在)	3,599	3,931	3,931	382	7,510	7,482	15,374

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高 (2017年1月1日現在)	△109	22,635	8	8	22,643
(当 期 変 動 額)					
剰 余 金 の 配 当	-	△357	-	-	△357
当 期 純 利 益	-	519	-	-	519
自 己 株 式 の 取 得	△3	△3	-	-	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	5	5	5
当 期 変 動 額 合 計	△3	158	5	5	163
当 期 末 残 高 (2017年12月31日現在)	△112	22,793	13	13	22,807

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年1月29日

伊勢化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 嶋 歩 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 間 宮 光 健 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊勢化学工業株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊勢化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年1月29日

伊勢化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 嶋 歩 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 間 宮 光 健 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊勢化学工業株式会社の2017年1月1日から2017年12月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年1月31日

伊勢化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 富 松 寛 ㊟

社外監査役 春 日 勝 三 ㊟

社外監査役 小 山 敦 ㊟

社外監査役 大 竹 たかし ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元に努めることを経営上の重要課題と考えております。利益配分につきましては、安定的な配当を維持することを基本としつつ、当期の業績及び中長期的な経営基盤の強化に向けた諸施策等を総合的に勘案して行うことを方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績及び経営環境等を勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、153,042,756円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、2018年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、当該趣旨を踏まえ、当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、投資単位の水準を適切に維持するため、株式併合を行うものであります。

(1) 併合の割合

当社普通株式につきまして、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数株式を一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

2018年7月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

1,400万株

(ご参考)

本議案が原案のとおり承認可決された場合には、当社定款の一部が2018年7月1日をもちまして、次のとおり変更されます。

(下線は、変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>7,000</u> 万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,400</u> 万株とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじのたかし 藤野 隆 (1956年2月12日生)	2008年3月 旭硝子株式会社執行役員経営企画室調査役 2009年1月 同社執行役員経営企画室長 2010年1月 同社常務執行役員社長室長 2010年3月 同社取締役兼常務執行役員社長室長 2015年1月 同社取締役兼常務執行役員社長付 2015年1月 当社顧問 2015年3月 当社代表取締役兼社長執行役員 (現在に至る)	1,000株
2	こばやしまさあき 小林 正昭 (1956年4月20日生)	2004年3月 旭硝子株式会社経理センター経理グループリーダー 2008年8月 同社財務企画室制度会計グループリーダー 2009年8月 同社経理・財務室経理グループリーダー 2015年3月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長兼管理本部経理部長 2018年3月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長兼管理本部総務部長兼管理本部経理部長 (現在に至る)	3,000株
3	ささき たもつ 佐々木 保 (1956年8月16日生)	2006年6月 旭硝子株式会社化学品カンパニー品質保証室長 2007年2月 同社化学品カンパニー事業統括本部業務管理部長 2008年4月 同社鹿島工場長 2010年4月 同社化学品カンパニー戦略企画室長 2015年1月 当社社長付 2015年3月 当社常務執行役員事業戦略本部長 2016年3月 当社取締役兼常務執行役員技術本部長 (現在に至る)	1,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	たか やま たか し 高山孝司 (1967年4月27日生)	2008年2月 当社営業本部ヨウ素・ガス営業部主幹 2011年2月 当社営業本部ヨウ素・ガス営業部長 2011年3月 当社執行役員営業本部ヨウ素・ガス営業部長 2016年3月 当社取締役兼執行役員営業本部長兼営業本部ヨウ素・ガス営業部長兼営業本部金属営業部長(現在に至る)	2,000株
5	新任 かん ひで あき 菅秀章 (1960年10月4日生)	2009年9月 旭硝子株式会社化学品カンパニー企画・管理室経理グループリーダー 2011年5月 同社経理・財務室財務グループリーダー 2013年1月 同社経理・財務室企画管理グループリーダー兼経理・財務室財務グループリーダー 2015年8月 同社経理・財務室経理グループリーダー 2017年7月 同社化学品カンパニー管理室長(現在に至る)	一株
6	きし もと こう じ 岸本好司 (1962年8月5日生)	2007年8月 三菱商事フードテック株式会社取締役常務執行役員 2011年6月 三菱商事株式会社ライフサイエンス本部生化学製品ユニットマネージャー 2013年7月 キリン協和フーズ株式会社専務取締役 2014年4月 MCフードスペシャリティーズ株式会社取締役専務執行役員事業統括担当 2016年12月 同社取締役(現在に至る) 2016年12月 三菱商事株式会社ライフサイエンス本部付(ライフサイエンス事業開発室長) 2017年3月 当社取締役(現在に至る) 2017年4月 三菱商事株式会社執行役員ライフサイエンス本部長(現在に至る)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岸本好司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岸本好司氏を社外取締役候補者とした理由は、現在までの豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し提言をいただくことにより、経営体制が更に強化できるものと判断したものであります。
4. 岸本好司氏は、三菱商事株式会社執行役員ライフサイエンス本部長であり、同社は当社の主要な取引先として、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
5. 岸本好司氏が当社の社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）は、1年であります。
6. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が期待される役割を十分に発揮できる体制を整えるため、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
- 菅 秀章氏が選任され、取締役に就任した場合、業務を執行しない取締役とする予定でありますので、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。また、岸本好司氏が選任され、取締役に就任した場合、業務を執行しない取締役とする予定でありますので、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役春日勝三氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
かす 春日 が 勝三 かつぞう (1945年7月19日生)	1999年7月 一関税務署長 2002年7月 東京国税局調査第三部長 2003年7月 渋谷税務署長 2004年7月 国税庁辞職 2004年8月 春日税理士事務所開設（現在に至る） 2010年3月 当社監査役（現在に至る）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 春日勝三氏は、社外監査役候補者であります。
3. 春日勝三氏を社外監査役候補者とした理由は、現在までの豊富な知識、経験に基づき、当社の経営全般の監視を行っていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、同氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 春日勝三氏が、当社の社外監査役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）は、8年であります。
5. 当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できる体制を整えるため、全ての監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
- 春日勝三氏が選任され、社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 春日勝三氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット銀座東武ホテル 2階 「芙蓉」の間
電話03-3546-0111 (代表)



交通機関
東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 東銀座駅下車 (A1出口) 徒歩3分
東京メトロ銀座線 銀座駅下車 (A3出口) 徒歩5分
JR新橋駅下車 (銀座口) 徒歩8分

